21　21の欄は次によること。 ［(1)～(9)　略］ (10)　無線局根本基準第３条第２号の２に規定する地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局にあつては、同号に規定する受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。 (11)　ローカル５Ｇ（設備規則第３条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の無線局であり、地域社会の諸課題の解決に寄与するものにあつては、受けようとする免許の対象区域における地域社会の諸課題の解決に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。 (12)　無線局根本基準第３条第２号の２に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及びローカル５Ｇの無線局にあつては、次のうち該当する項目を記載し、それを確認できる資料を添付すること。 ア　無線通信業務を行おうとする場所の所有権等を有する者が開設する無線局 イ　無線通信業務を行おうとする場所の所有権等を有する者からの依頼により開設する無線局 ウ　その他通信の相手方が停止して運用する無線局 (13)　ローカル５Ｇの無線局にあつては、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策の有無を記載すること。その際、当該無線局に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の概要を記した資料を添付すること。 (14)　［略］ ［22～24　略］	21　［同左］ ［(1)～(9)　同左］ (10)　2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局にあつては、無線局根本基準第３条第２号に規定する受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。 ［新設］ ［新設］ ［新設］ (11)　［同左］ ［22～24　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

（無線設備規則の一部改正）

第四条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第三章　略］ 第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件 ［第一節～第四節の四の六　略］ 第四節の四の七　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局等の無線設備（第四十九条の六の十二） ［第四節の五～第九節　略］ ［第五章　略］ 附則	目次 ［第一章～第三章　同上］ 第四章　［同上］ ［第一節～第四節の四の六　同上］ 第四節の四の七　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の十二） ［第四節の五～第九節　同上］ ［第五章　同上］ 附則